

【４】宮崎大学教育学部教育実習履修内規

平成28年3月20日
制 定
改正 令和4年1月19日

第1条 この内規は、教育実習の履修に関して必要な事項を定める。

第2条 本学部学生は、教育職員免許状に関する教育実習を履修しなければならない。

第3条 小中一貫教育コース及び教職実践基礎コースの実習は、実習Ⅰ（観察・参加）、実習Ⅱ（基本・展開）、実習Ⅲ（異学校種）及び実習Ⅳ（応用）の順に履修する。発達支援教育コース子ども理解専攻の実習は、実習Ⅰ、幼稚園観察実習、実習Ⅱ、幼稚園教育実習又は実習Ⅳの順に、特別支援教育専攻の実習は、実習Ⅰ、特別支援学校観察実習、実習Ⅱ、特別支援学校教育実習の順に履修する。

2 実習を履修する者は、当該実習に関する事前・事後等の指導を受けなければならない。

3 実習を履修する者は、「教育実習基礎研究」を3年次に履修しなければならない。

4 実習Ⅰ、実習Ⅱ、実習Ⅲは、原則として附属小・中学校において実施し、実習Ⅳは公立の小・中学校において実施する。

なお、子ども理解専攻の幼稚園観察実習及び幼稚園教育実習は附属幼稚園で実施し、実習Ⅳを選択する場合は公立小学校で実施する。特別支援教育専攻の特別支援学校観察実習及び特別支援学校教育実習は県立特別支援学校で実施する。

5 各コースの実習は、次により実施する。

小中一貫教育コース及び教職実践基礎コース

コース	専攻	時期、期間及び実習校			
		2年次前学期	3年次前学期	3年次後学期	4年次前学期
		実習Ⅰ （観察・参加）	実習Ⅱ （基本・展開）	実習Ⅲ （異学校種）	実習Ⅳ （応用）
小中一貫教育	小学校主免	1週間 附属小学校	3週間 附属小学校	1週間 附属中学校	2週間 公立小学校
	中学校主免	1週間 附属中学校	3週間 附属中学校	1週間 附属小学校	2週間 公立中学校
教職実践基礎	教職実践基礎	1週間 附属小学校	3週間 附属小学校	1週間 附属中学校	2週間 公立小学校

発達支援教育コース

コース	専攻	時期、期間及び実習校			
		2年次前学期	2年次	3年次前学期	4年次前学期
		実習Ⅰ (観察・参加)	幼稚園観察実習 特別支援学校観察実習	実習Ⅱ (基本・展開)	幼稚園教育実習／実習Ⅳ 特別支援学校教育実習
発達支援教育	子ども理解	1週間 附属小学校	1週間 附属幼稚園	3週間 附属小学校	2週間 附属幼稚園 または 公立小学校（実習Ⅳ）
	特別支援教育	1週間 附属小学校	1週間 県立特別支援学校	3週間 附属小学校	2週間 県立特別支援学校

6 実習は卒業学年に終了することを原則とする。

第4条 実習を履修する者は、次の各号をすべて充足しなければならない。

- (1) 教育実習の履修届を各実習の履修年次の4月30日までに提出すること。
- (2) 実習の履修に関しては、別に定める履修条件を満たしていること。

第5条 実習の履修に当たっては、第3条第5項に定める実習ごとに、各々の期間の75%以上出席しなければ評価の対象としない。

実習の評価は、別に定める評価基準により教育実習運営委員会において行う。

第6条 特別支援学校教諭免許状の追加取得に関わる教育実習を履修する者は、追加取得に関わる実習の履修届提出時までに「特別支援教育に関する専門科目」の単位を8単位以上修得しなければならない。

2 履修希望者数が受け入れ可能人数を上回る場合、面接等による選考を行うことがある。

第7条 科目等履修生の教育実習の履修は認めない。ただし、宮崎大学大学院教育学研究科の学生が教育実習の履修を希望する場合は、この限りではない。

附則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附則

- 1 この内規は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この内規は、令和2年度以降に入学した者から適用し、令和元年度以前に入学した者については、なお従前の例による。